



様式第4号（第12条関係）

北栄町指令受環第415号

一般廃棄物処理業（収集・運搬）許可証

住 所 鳥取県倉吉市広瀬町1713  
法人名（屋号） 有限会社 松井商店  
氏 名  
（代表者） 代表取締役 松井 啓介

複写厳禁

令和5年2月21日付で申請のあった一般廃棄物の収集・運搬業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項並びに北栄町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第22条の規定により、次の条件を付して許可する。

令和5年2月27日

北栄町長 手嶋 俊樹



記

1 事業の種類

一般廃棄物の収集・運搬

2 事業の区域

北栄町内全域

3 取り扱う一般廃棄物の種類

一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く）

4 許可の期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日

5 一般廃棄物の搬入先

ほうきりサイクルセンター、（株）鳥取再資源化研究所

6 許可の条件

- 搬入については、搬入先の指示に従うこと。
- 収集運搬において次の混載を行わないこと。①市町間混載 ②町委託事業者委託分の場合に許可分との混載 ③可燃・不燃・粗大ごみの場合その混載 以上。
- 収集運搬（搬入）実績報告書を翌月10日までに提出すること。